

出生祝金

会員の子が出生した場合

◆提出書類 ①共済給付金請求書

②親子関係及び出生日を証明する書類:

- ▶母子手帳の出生届出済証明書のコピー
 - ▶健康保険被扶養者届出の受付済の文書のコピー
- いずれかひとつ

母子手帳の「届出済証明書」をコピーする場合は、父母氏名が記名されていることをご確認の上、コピーしてください。

注意点

1. お子様の家族登録は、出生祝金申請時にゆいワークで行っております。変更届の提出は不要です。
2. 双子の場合は、2件として扱いますので、請求書は2枚提出してください。
3. 子が出生して生後14日以内に死亡した場合は、出生祝金は対象外となり、子の死亡弔慰金の対象となります。

◇共済給付金請求書の記入時の注意点

1. 事業所代表者の押印欄には、代表者印また社名印を押してください
2. 給付金申請が2件以上ある場合、それぞれ別々の用紙にご記入ください。
3. 文字や数字(年月日)等を訂正する場合は、代表者印または社名印で訂正してください。
4. 修正テープが使用されている場合、受付できませんのでご注意ください